

光明寺雜記と役者について

田 辺 英 夫

一 光明寺雜記について

近世徳川幕府の成立期慶長十八年（一六一三）光明寺は東山・禪林寺との間で「著香衣執奏」について諍い、家康の下にあった僧録元倍と崇伝の「扱」によって喧嘩両成敗的な裁許が出された。結果、浄土宗西山派に關しては東山禪林寺と西山光明寺の二ヶ寺を以て「兩本寺」と定められた。この時期、一宗一派一本寺が主流であったのに対して、二寺を合して本寺とする変則的な本寺制でもって西山派は近世を通している。

光明寺文書については現在光明寺に所蔵されるものと西山短期大学に架蔵されるものがある。明治期に東大史料編纂所によって文書二十点が影写され、その後光明寺所蔵分は五十棲修三氏が什宝台帳に、西山短大分は山本賢龍師が目録に、登載された。文書自体は長い間史料として顧みられることは少なかったようである。

昭和五十二年京都府教育委員会の調査によって目録がまとめられ、これにより文書の拝見が可能になった。これに加えて昭和六十二年長岡京市史編纂資料調査によって倉などから新たに発見された文書類五十点余が「光明寺文書調査概要」として報告されている。

今回テーマに取り上げた文書はそれぞれの表紙に「統雜記」「雜記」と表書きされた西山短大架蔵分十一冊と「雜記」第壹と表書きされ、新たに発見された一冊、合せて十二冊である。これは光明寺の役者職の任にあった僧が代々書きとめたもので、享保二年（一七一七）から慶応二年（一八六六）前期に至る約百五十年間にわたる記録である。残念なことに寛政四年（一七九二）から寛政一〇年（一七九八）、文政六年（一八二三）から天保十一年（一八四〇）、弘化四年（一八四七）から安政六年（一八五九）、慶応二年（一八六六）後期以降と欠けているが、他の期間はほぼ連続的に記されていることからして一括して「光明寺雜記」と総称して良いかと思われる（以下

「雑記」と称する)。雑記の形状は十二冊共に約三〇センチ×二〇センチのたて長で、厚さには異同があり一〇センチ前後から二〇センチ程度のとじ本となっている。内容についてあるが、雑記第一に役者によって書留められるに至った理由が記されている。

享保二酉年六月十九日沢了入寺より享保十五戌年正月遷化迄出入
十三年余之間雑記印置キ申候、江戸表・京奉行所・当山に御止メ可
被成候、銘々難義いたし候儀間ニ在之、夫故現住被申渡候ニ付如
此ニ相帳調印置キ申候、後々心得ニ成リ申儀ニ候間被申付置キ候趣ヲ
印置申候

享保十五年二月十六日

退役

了雲

沢道

これは雑記の書留めを最初に指示された光明寺三七世明空沢了が享保一五年（一七三〇）一月二五日に遷化されたので、この住持の下で役者を務めた了雲と沢道の二人が退役にあたり次に来る役者へ申し送る意味で書き記したものである。「江戸表・京奉行所・当山に御止メ可被成候」とあるように、先例を重んじた幕藩制下にあつて幕府側との対応に、本寺として落度なく執務をせまられ、これを受入れた事実と寺院側の不利とならぬよう苦慮したのであらう様子が窺われる。と共に幕末に至るまで住持が交替し役者が交替しても、次々と書

光明寺雑記と役者について（田 辺）

き継がれる契機となつた部分である。その内容は幕府側からの触・達・書翰と寺側の対応、末寺との往復書翰、行事、寺請状の発行控えなどを日並に書き留めている。先に紹介した「光明寺文書調査概要」には「その記載は幕府の寺社に対する政策の動きを多くふくんでいるので、市史のみならず、全国の寺社方の触留めとして江戸時代の宗教政策を知るうえにも、また西山浄土宗光明寺の正史資料としても貴重なもの」と、雑記の資料価値を指摘し高く証価されている。

二 光明寺役者について

これについて光明寺文書に「両山定式」なる一紙がある。

一 今度光明寺 公方江 御目見江之節寺社御奉行衆当流之役者戒臘
次第ニ相勤候儀不可然之旨被御聞候故、両山相談之上ニて撰其器
量役義申付候段相定候之間、自今已後役者闕候時者各々無依怙
被致取捨可被窺尔両山事

一 万般之儀、六役同心之上ニて相定、当役一人之情ニ不可被任之事
一 公儀一大事ニ被存、万端の評訛臆員偏頗毛頭無之、以道理為本
而互之我儘不可有之、附たり無披露以前内談之儀聊不可被相洩
事

一 門中諍論出来之節者先為其組中而穩便ニ可被治之旨申渡候間若
不調法之儀於有之者急度可被逐吟味事
一 公事沙汰之砌、諸進物一向不可被受事

右條々堅可被相守者也

光明寺雜記と役者について(田 辺)

(一六八八)
貞享五年正月二十九日

役者中

両山

と走り書きした控の文書であるが両山(光明寺と禪林寺)側から受取人・役者中へ発せられている。これには京都市中寺院四ヶ寺の住職が連署して光明寺大和尚宛に出された、元禄九年の「両山定式請状」がある。この市中寺院四ヶ寺が「両山定式」の受取人・役者中とすれば、雜記の享保十九年十一月十九日この日は光明寺が全焼した翌日の書留めで、京都町奉行所の見分に立合ったのが門中役者当役大藏寺方丈・光明寺役者嶺道とあって、門中役者の存在が知られ、年代は異なるが「両山定式」の受取人である役者中に相当すると考えられる。

この「両山定式」からはこれまで戒臘順に形式的な役者をあてていた光明寺に対して、幕府側からの不満と寺側に対する圧力を読みとると共に、これを受入れた両本山が相談して幕府の要請に機能し得る器量を撰んで役義を申しつける役者を新設すべく門中役者中へ領解を求めたものと考えられる。役者の心得として「公儀一大事被存」と幕府を強調している点からして窺える。「門中諍論出来之節」と一項を掲げていることは新設の役者の権限が門中役者と同じであることの確認であろう。「万般の儀は六役同心の上にて相定め」と、こ

れまでの門中役者四人に新設の両山専属の役者一人づつを合して六役同心としてのである。この両山定式は発せられてから九年目にしして、門中役者より「請状」が出され元禄九年以降より光明寺役者として機能したと考えられる。

- 1 光明寺文書・禪林寺文書・本光国師日記
- 2 光明寺文書調査概要
- 3 光明寺文書「両山定式請状」

(前略)

一 両山者為一流之惣統、仍住職之儀必可選先輩高德無障之口
猥狹私情不可招末山之乱事

一 役者職之儀、先年定置候通愈可選其器量、役員之増減可隨
其時宜事

(中略)

右條々可被堅相守、惣而役者之定法聊不可違背者也
右御條目之趣、一々致領承相守可申候、若於令違犯者、如
何様共可被仰付候

元禄九^丙年七月二十九日

西山光明寺方丈大和尚

△キーワード▽ 西山光明寺

仏光寺^印 的導花押
等善寺^印 昌□花押
来迎寺^印 快道花押
西林寺^印 知空花押

(西山短期大学講師)